

がん診療連携拠点病院の指定更新及び新規指定について

1 がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道府県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療や緩和ケアの提供、地域のがん診療を担う医療機関との連携、がん患者に対する相談支援や情報提供など、質の高いがん医療を提供する役割を担っている。

2 がん診療連携拠点病院等の種類

(1) がん診療連携拠点病院

ア 都道府県がん診療連携拠点病院^{※1}：都道府県に1カ所

イ 地域がん診療連携拠点病院（高度型）《新設》：同一のがんの医療圏^{※2}に1カ所

ウ 地域がん診療連携拠点病院：がんの医療圏^{※2}に原則1カ所

エ 地域がん診療連携拠点病院（特例型）《新設》

：指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

(2) 特定領域拠点病院：特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する病院

(3) 地域がん診療病院：隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定する。

※1 都道府県がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、さらに、「都道府県における診療機能強化に向けた要件」等6項目の要件を満たす必要がある。

※2 がんの医療圏

都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏のことをいう。

神奈川県では、2次医療圏と一致している。

3 指定関係書類等の提出状況について

令和元年9月11日付け健が発0911第2号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「がん診療連携拠点病院等の指定の推薦手続き等について」に基づき、県内の医療機関に周知したところ、10病院から指定更新、2病院から現況報告に関する書類の提出があり、1病院から新規指定申請があった。なお、6病院からは高度型の申請があった。（高度型申請については資料2参照）

医療圏	病院名 (◎：都道府県拠点病院)	所在地	指定年数	現況報告	指定更新	高度型	新規
横浜	横浜労災病院	港北区	1年		●		
	昭和大学横浜市北部病院	都筑区	1年		●		
	済生会横浜市東部病院	鶴見区	1年			●	
	◎神奈川県立がんセンター	旭区	4年	●			
	横浜市立市民病院	保土ヶ谷区	1年			●	
	横浜市立大学附属病院	金沢区	4年			●	
	みなと赤十字病院	中区	1年		●		
	横浜市大市民総合医療センター	南区	1年		●		
川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区	4年			●	
川崎南部	川崎市立井田病院	中原区	1年		●		
	関東労災病院	中原区	4年	●			
相模原	相模原協同病院	緑区	1年		●		
	北里大学病院	南区	4年			●	
横須賀	横須賀共済病院	横須賀市	1年		●		
三浦	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市	—				●
湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市	1年		●		
湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市	1年			●	
県央	大和市立病院	大和市	1年		●		
県西	小田原市立病院	小田原市	1年		●		

4 指定更新対象病院の指定要件充足状況について（資料1-2参照）

	指定要件充足状況	病院名
1	必須要件（以下、「A要件」という。） 及び原則必須（以下、「B要件」という。） を満たしている病院【5病院】	横浜労災病院・昭和大学横浜市北部病院・横 浜市立みなと赤十字病院・横浜市立大学附属 市民総合医療センター・小田原市立病院
2	A要件で満たしていない項目がある病院 【4病院】	川崎市立井田病院・相模原協同病院・横須賀 共済病院・藤沢市民病院
3	B要件で満たしていない項目がある病院 【1病院】	大和市立病院

5 新規指定申請について（参考資料1参照）

次の病院について新規指定申請があった。

医療圏名	病院名	所在地	病床数
横須賀・三浦	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370番1	658床

※ 同一医療圏に複数指定する際の考え方

- ・「がん診療連携拠点病院等の整備について」に規定される指定要件のうち、「診療実績」を定めた箇所に「同一医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目（院内がん登録数：年間500件以上、悪性腫瘍の手術件数：年間400件以上、がんに係る薬物療法のべ患者数：年間1,000人以上、放射線治療のべ患者数：年間200人以上、緩和ケアチームの新規介入患者数：年間50人以上）を全て満たすこと」と記載されており、同診療実績を満たせば同一医療圏に複数の新規指定も可能となっている。

6 厚生労働省への指定更新及び新規指定推薦について（案）

（1）指定更新対象病院

指定更新対象10病院のうち、A・B要件をすべて満たしている5病院について、指定更新推薦をする。

A要件で満たしていない項目がある4病院についても、2年間の経過措置が認められている項目を除き、令和2年4月1日までに要件を充足させることを明記していることから、指定更新推薦をする。

なお、大和市立病院については、B要件のうち1項目を満たしていないが、対策を講じていることから、指定更新推薦をする。

（2）新規指定申請病院

新規指定申請病院である湘南鎌倉総合病院については、A・B要件をすべて満たしており、また、横須賀・三浦医療圏におけるがん診療の質の向上及び既に指定されている横須賀共済病院や隣接する横浜医療圏や湘南東部医療圏とのがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが期待できることから、新規指定推薦をする。

7 指定更新及び新規指定までのスケジュール（予定）

月 日	内 容
令和元年11月18日	がん対策推進審議会において、指定更新及び新規指定推薦の可否について審議 その後、厚生労働省に指定更新及び新規指定推薦書提出
令和2年2月頃	厚生労働省「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」の開催、指定更新及び新規指定の可否の決定
令和2年4月1日	指定更新、新規指定